申請・届出書R4をご利用のお客様各位

株式会社 東洋

TEL:075-501-6616

申請・届出書 R4 Ver.21.21 のリリース

申請・届出書R4　Ver.21.21のリリースについて、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承願います。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン	(データ変換対象)	(保守加入対象)
申請・届出書R4	Ver.21.21　※1	Ver.19.10以降 ※2	Ver.21.10
申請・届出書R4 電子申告更新用	e3　※3	―	―

※1　ライセンスは変更ありません。21.2用のライセンスで利用可能です。
　　また、Ｅｉボード21.10以降がインストールされた環境が必要です。

※2　データ選択画面に表示される「旧データ」はVer.19.10～21.20です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン（Ver.21.21）で使用できるようになります。

※3　更新の対象は、申請・届出書R4　Ver.21.21以降です。

2. 日程

提供方法	提供日
Ｅｉボードダウンロードマネージャー	2022年1月6日（木）
エプソン会計システム「マイページ」	
新規出荷切替（Ver.21.21）	2022年1月14日（金）

2-1. 申請・届出書R4　電子申告プログラムについて

申請・届出書R4（Ver.21.21）に対応した申請・届出書R4電子申告更新用プログラム（e3）の公開も、電子申告R4（Ver.21.12）の公開と同日（2022年1月6日）です。
対応概要につきましては、電子申告R4のシステムインフォメーションもご確認ください。

3. システムの対応内容

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

3-1.国税様式対応

追加

■ インボイス関連帳票「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の追加

「消費税」タブの「インボイス関連帳票」に「14　適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を追加します。

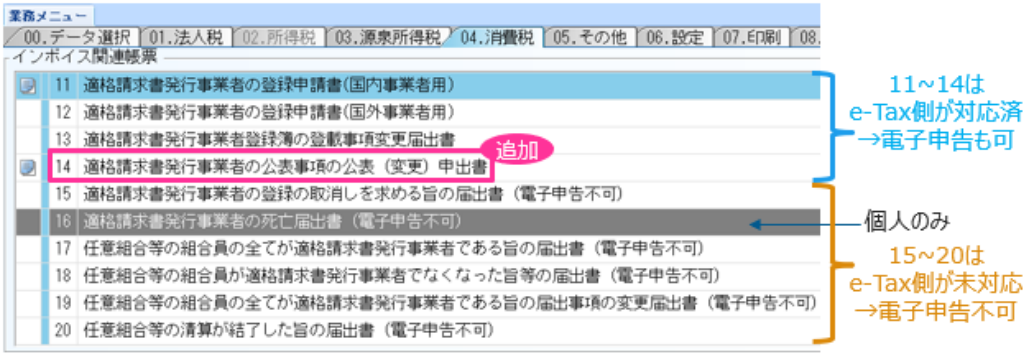

「主たる屋号」等の公表を希望する場合、又は既に公表されている事項を変更しようとする場合に提出します。

「適格請求書発行事業者の公表事項（変更）申出書」の記載要領等

1　提出すべき場合

この申出書は、次の区分に応じた事項について、国税庁ホームページで公表を希望する場合、又は既に公表されている事項を変更しようとする場合に提出するものです。

事業者区分	公表を希望する事項
個 人 事 業 者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限る。）(※) ・旧姓（旧氏）氏名（住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限る。）(※)
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

（※）　通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。
通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Tax により提出する場合は、添付を省略することができます。

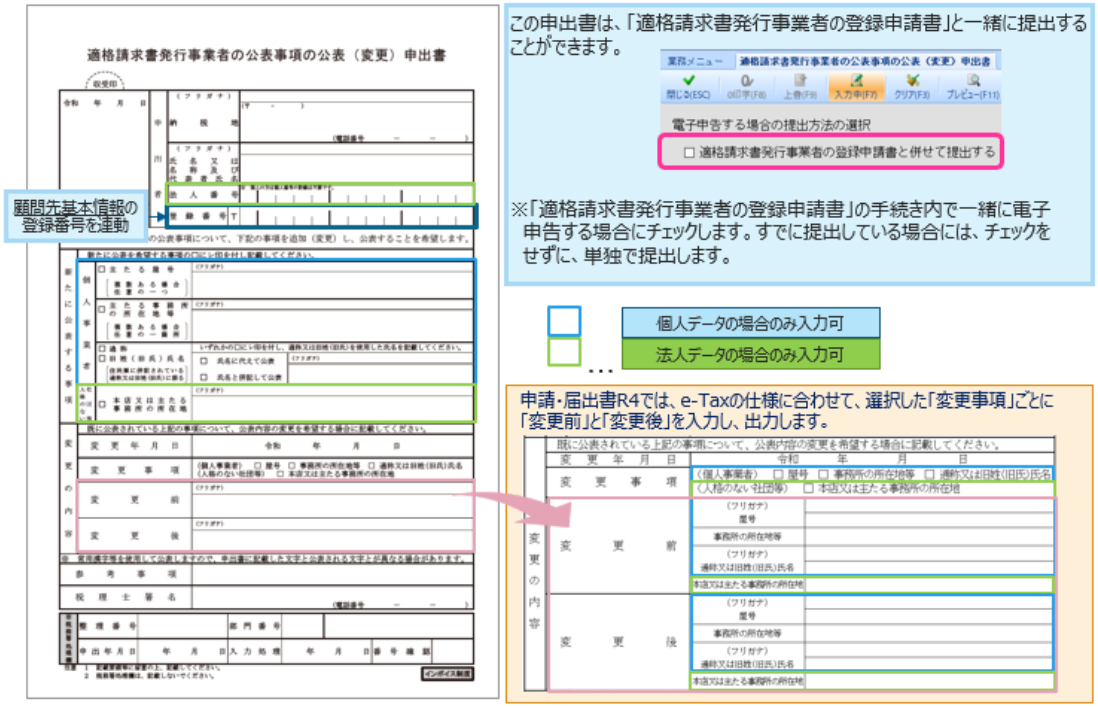

変更

■　「e-Tax による申告の特例の適用がなくなった旨の届出書」の様式変更

左下の日付を「03.06 改正」に、税務署整理欄の「確認印」→「確認」に変更します。

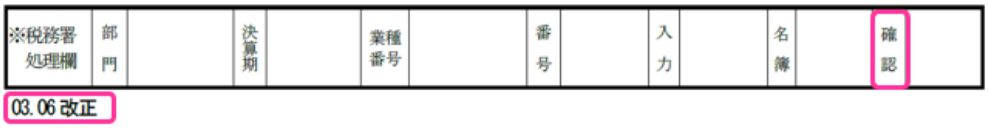

■　「適格請求書発行事業者の登録申請書」で誤りが多い項目を「必須項目」に変更

国税庁より、提出された登録申請書に記載漏れや誤りが多いとのことで、「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項」の案内がされました。それに伴い、「記載漏れ」防止のために①～④の項目（ピンク色枠内）を「必須項目」とし、未選択の場合にはプレビュー等の際に、エラーメッセージを表示するように対応します。

【登録申請書等の入力漏れや入力誤りが多い事項】

①　１面「事業者区分」欄については、いずれにもチェックが入っていない。

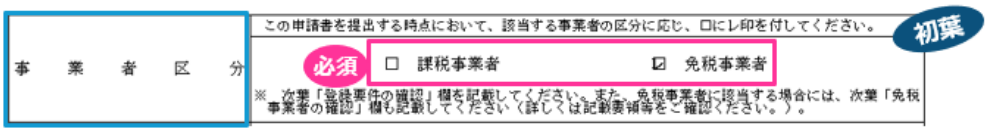

②　１面「事業者区分」欄（上記）に、免税事業者にチェックしているにもかかわらず、２面の「免税事業者の確認」欄のいずれにもチェックがない。

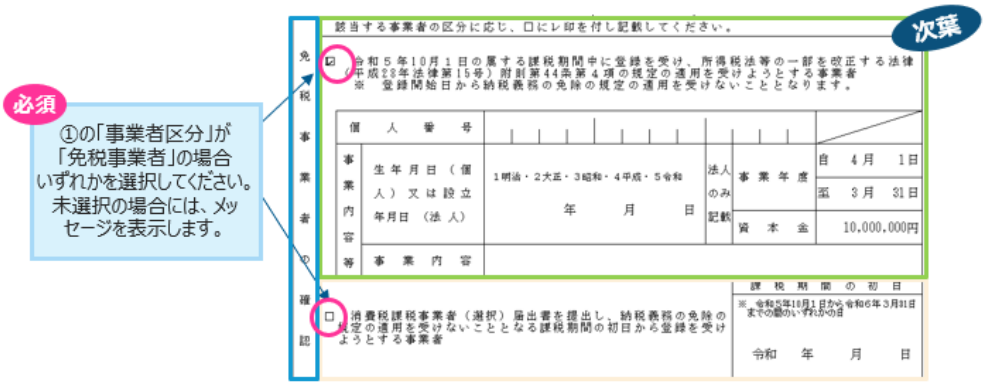

③　２面「登録要件の確認」欄の「課税事業者です。」欄と「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません」欄のチェックがない。

→いずれも原則、「はい」のチェックが必要とのことです。

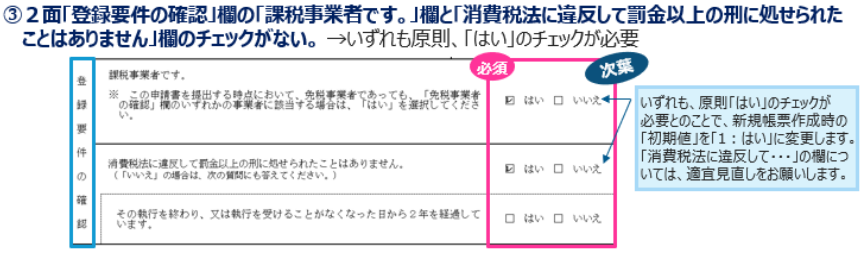

④　（個人の場合）１面の「住所又は居所」欄の入力がない。→納税地と同じ場合でも入力

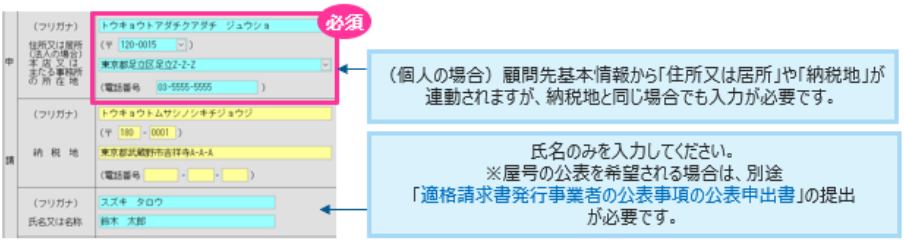

3-2.機能アップ対応

追加

■　「付表（事前確定届出給与等の状況）」の役員コピー機能の追加

「付表（事前確定届出給与等の状況）」および「付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）」に「役員コピー」のボタンを追加し、2 つのコピー機能を追加しました。

①　「表示している役員を元に新しい役員を追加する」方法

②　「表示している役員の情報を、登録済みの役員へコピーする」方法

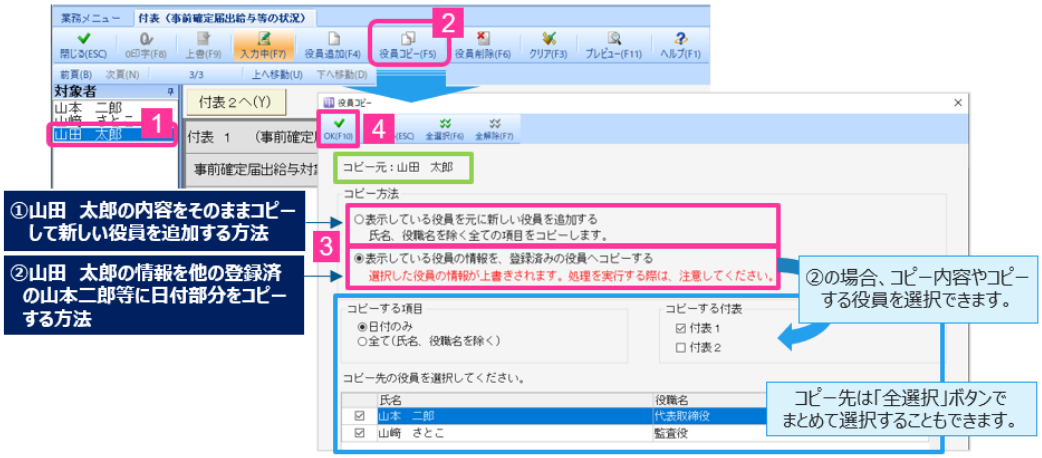

（コピー箇所）

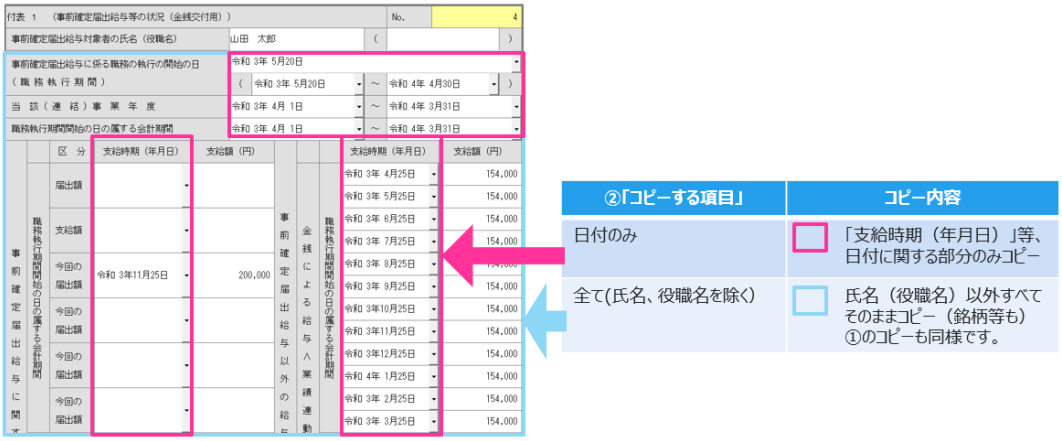

対応背景：役員を追加する際に、「支給時期（年月日）」等同じ内容の入力を省きたいため

3-3.電子申告対応（国税）

追加

■　「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」の電子対応

この申出書は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」と同時に提出することもできます。

→「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」の入力画面に「適格請求書発行事業者の登録申請書と併せて提出する」チェックボックスを用意します。

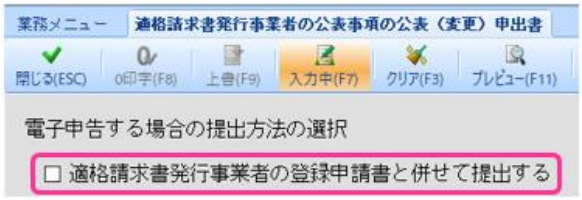

→これから「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する場合には、チェックを入れると、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の手続き内で一緒に送信することができます。

この帳票のみ提出する場合は、チェックせずに電子申告と連動してください。

変更	e-Tax 側で「受付対象外」となる帳票を（電子申告不可）に変更 ① 所得税及び復興特別所得税の更正の請求(平成 28 年分用) e-Tax 側で「受付対象外」となりましたので、メニュー項目名の末尾に「（電子申告不可）」を表示し、電子申告フィル出力対象外に変更します。 また、所得税及び復興特別所得税の更正の請求書サブメニューも、「（電子申告不可）」がわかるように変更します。 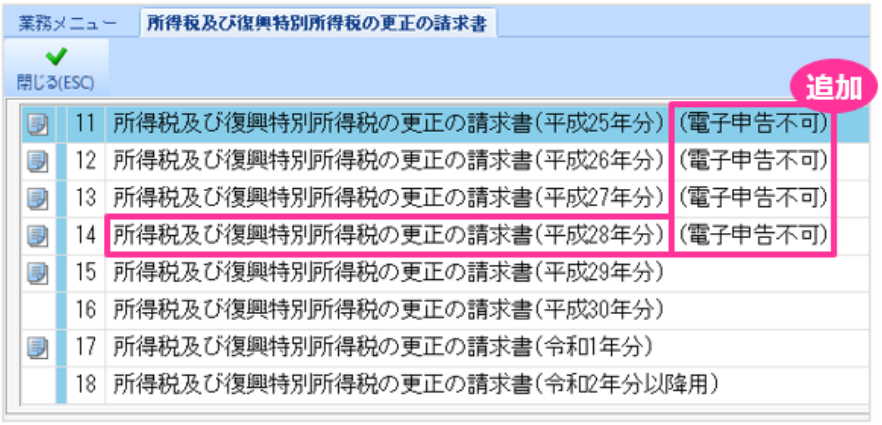 ② （法人の旧様式）「消費税簡易課税制度選択届出書」 法人の旧様式：「37　消費税簡易課税制度選択届出書（令和 1 年 7 月 1 日以後提出用）」は e-Tax 側で「受付対象外」となりましたので、メニュー項目名の末尾に「（電子申告不可）」を表示し、電子申告フィル出力対象外に変更します。 →今後は、「56　消費税簡易課税制度選択届出書」をご使用ください。 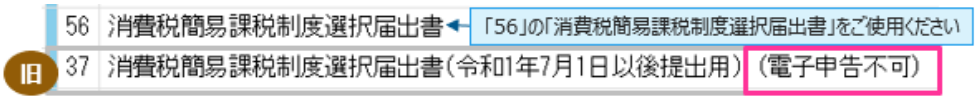

3-3.機能改善対応（電子申請）

変更	「耐用年数の短縮の承認申請書」の必須帳票のチェック強化 e-Tax の「耐用年数の短縮の承認申請書」は、「承認を受けようとする使用可能期間の明細書」が必須の明細書となっているため、「電子申告用ファイル出力」時に両方の帳票が作成されていない場合には、メッセージを表示するようにします。 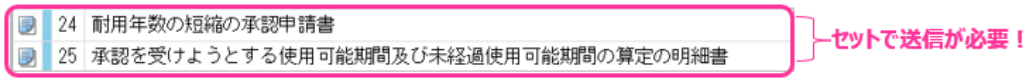 「電子申告用ファイル出力」時に両方の帳票の作成がされていない場合には、以下のメッセージを表示し、ファイル出力されません。 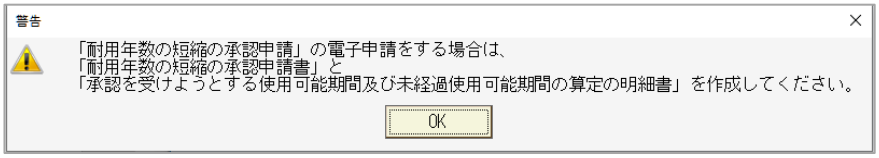 対応背景：「耐用年数の短縮の承認申請書」のみを電子申告で送信するとエラーとなるため 関連 Q&A：エラー「HUBH001E：送信されたデータ形式では読み取ることができません 」

3-4. 電子申告対応（地方税）

変更	**その他申請書の申告書の種類追加** 12/8 に PCdesk の「その他申請書」に法人事業税・特別法人事業税の「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」（省令第 13 号様式）が追加されます。（法人：a0009、個人：a0009） →「申請・届出書 R4」では、1/6 の Ver. 21. 21 で「その他申請書」にも申請書の種類を追加します。（今月申請したい場合は、こちらの FAQ を参照してください。） 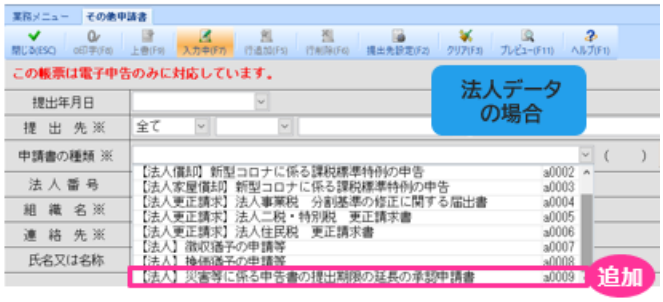 【法人】a0009 表示名：【法人】災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書 正式名：法人事業税・特別法人事業税　災害等に係る法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認申請

4. その他

5-1. Ver.18.21 以前のデータ変換について

Ver.18.21 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。Ver.21.21 起動時に Ver.18.21 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.19.10 のデータに変換されます。Ver.21.21 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

5-2. 連動可能な製品バージョン

システム名	バージョン	
電子申告 R4	Ver. 21. 12～	電子申告へ連動
事務所管理 R4（顧問先管理）	Ver. 21. 10～	ファイリング機能

以上、よろしくお願いいたします。